

## 札幌市議会議案審査特別委員会記録（第3号）

令和7年（2025年）12月9日（火曜日）

## ●議題 付託案件の審査

## ●出席委員 33名（欠は欠席者）

委員長	村山拓司	副委員長	かんの太一
委員	三上洋右	委員	五十嵐徳美
委員	佐々木みつこ	委員	飯島弘之
委員	北村光一郎	委員	小竹ともこ
委員	川田ただひさ	委員	中川賢一
委員	三神英彦	委員	山田洋聡
委員	和田勝也	委員	小野正美
委員	しのだ江里子	委員	林清治
委員	たけのうち有美	委員	水上美華
委員	篠原すみれ	委員	定森光
委員	國安政典	委員	好井七海
委員	小口智久	委員	わたなべ泰行
委員	竹内孝代	委員	池田由美
委員	田中啓介	委員	吉岡弘子
委員	佐藤綾	委員	荒井勇雄
委員	脇元繁之	委員	米倉みな子
委員	波田大専		

開会 午後1時

●村山拓司委員長 ただいまから、議案審査特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。特にございません。

議事に先立ち、審査方法について確認いたします。

質疑者、討論者及び答弁者は、起立して発言すること。答弁を行う部長及び課長は、冒頭に職及び氏名を名のってから発言すること。なお、同一委員への答弁が続く場合は、最初だけでよいことといたします。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案第26号 札幌市下水道条例の一部を改正する条例案について、質疑を行います。

●和田勝也委員 私から、2点質問させていただきます。

本定例会に提出された下水道使用料の改定案は、今年8月の市営企業調査審議会の答申を踏まえたものと理解をしております。

この答申では、使用料改定に当たり、世帯構成や排水需要といった社会の変化に合わせ、いわゆる逡増度、すなわち、使えば使うほど単価が上がる仕組みであり、大量使用者がより高い料金単価を負担する体系について、その引下げを行うこと、さらに基本水量制の廃止などが盛り込まれております。

札幌市の下水道使用料の改定は28年ぶりということもあり、単に値上げではなく、時代の変化も考慮した検討が行われたと思っておりますが、市民に

としては、昨今の物価高騰などで生活は厳しく、下水道使用料の値上げは、やはり影響は大きいと考えます。

そこで質問ですが、審議会の答申を踏まえ、具体的にどのような検討を行ったのか、お伺いをいたします。

●柳沼経営管理部長 答申を踏まえた検討内容について、お答えをいたします。

使用料改定の検討に当たっては、必要となる平均改定率のほか、審議会での意見も踏まえ、様々な検討を実施いたしました。特に、1か月10立方メートル以下の排水量となる少量使用者に対しては、審議会から少量使用者への配慮が必要との意見もあり、本市としても過度な負担とならないよう、慎重に検討してまいりました。

検討に当たっては、逡増度を引き下げると少量使用者の改定率が大量使用者より大きくなるため、少量使用者への配慮と逡増度のバランスに着目し、様々な試算を行い、負担額の比較検討を行ってまいりました。

この検討結果を踏まえ、基本水量制を維持することで、逡増度を引き下げながらも、少量使用者への負担を抑える使用料体系としたところでございます。

●和田勝也委員 次に、基本水量制について、質問させていただきます。

昨日の聴聞会では、北海道大学の佐藤教授から、少量使用者への配慮を踏まえ、今回の基本水量制維持は理解できるとの意見もございました。また、先ほどの答弁では、少量使用者への配慮を重視し、様々な使用料体系を比較検討したとの説明がありました。

そこで質問ですが、基本水量制を維持することで、少量使用者にどのように配慮したのか、その考えをお伺いいたします。

●柳沼経営管理部長 少量使用者にどのような配慮をしたのかについてでございます。

基本水量制については、下水道の使用を促す当

初の目的を達成し、かつ基本水量以内の対象件数が全体の5割を超えている現状を考慮しますと、答申で示されたように、廃止が妥当と認識しているところでございます。一方で、同じく答申では、少量使用者への配慮が必要ともされております。

そこで、比較検討の中で、基本水量制を廃止した場合と、維持する場合を想定し、少量使用者への程度影響が及ぶかについて、検討を行ってまいりました。その結果、平均的な1人世帯では、基本水量制を維持することで、負担の増加率が約30%から25%へ抑えられることから、今回の改定では、基本水量制を維持することとしたところでございます。

●篠原すみれ委員 私からも、下水道使用料の改定について、質問いたします。

まずは、使用料体系についてです。

下水道の使用料は、基本使用料と汚水の排出量に応じた従量使用料単価で算出する体系となっております。また、従量使用料単価については、汚水の排出量が多いほど、使用料単価が高く設定されています。この28年間、使用料を据え置いてきた中、近年の物価高騰や下水道施設の老朽化などにより、2027年には資金不足の見通しであると伺っております。

そのような背景を踏まえて、今回提出された下水道条例の改正案を見ると、基本使用料は600円から750円に、25%の増額改定となり、従量使用料単価は11立方メートルからとなります。また、汚水排出量に応じた7区分に分けて単価が設定されていますが、単価はそれぞれ11.8%から29.9%の増額改定となっております。

市民にとって、下水道使用料の値上げは家計への負担に直結するものであるため、使用料の単価がどのように設定されたのか、また、従量使用料単価は区分ごとに改定率が異なるなど、分かりづらい点もあるため、市民には丁寧な説明が必要です。

そこで質問ですが、今回の改定では、使用料体系をどのような考えに基づき見直しを行ったのか、伺います。

●柳沼経営管理部長 使用料体系をどのような考えに基づき見直したのかについて、お答えをいたします。

基本使用料や従量使用料単価の改定に当たりましては、今年8月に市営企業調査審議会からいただいた答申を基に、検討を行ってまいりました。

答申では、使用料体系の在り方として、現状、汚水の排出量が多いほど、使用料単価を高く設定しておりますが、この最大単価と最小単価の差、いわゆる逓増度を引き下げることが妥当とされております。しかし、逓増度の引下げは少量使用者の急激な負担増につながるおそれがあるため、使用料単価の改定に当たっては、平均改定率が22.6%となることを踏まえ、どの区分でも単価の改定率が最大でも30%を超えない範囲で調整しております。

これにより、答申で示された逓増度の引下げを行いつつ、単価のバランスを図ることで、少量使用者の過度な負担とならないよう配慮しているところでございます。

●篠原すみれ委員 新たな使用料体系は、答申に基づき、逓増度を引き下げながらも、少量使用者の過度な負担とならないよう配慮したとの答弁でした。

次に、負担額の考慮についてです。

実際の負担額は、基本使用料と従量使用料の合算となるため、使用料単価の改定率とは異なる増加率になります。特に従量使用料の単価は、逓増度の関係から、区分ごとに単価が異なるため、計算も複雑で、実際の負担額がどれほど増えるか、理解しづらい面があることは否めません。このため、使用料の改定に当たっては、実際の負担額にも着目し、バランスを図ることも重要と考えます。

そこで質問ですが、従量使用料単価の改定にお

いて、実際の負担額をどう考慮したのか、伺います。

●柳沼経営管理部長 従量使用料単価の改定において、実際の負担額をどう考慮したのかについて、お答えをいたします。

使用料単価の検討に当たっては、単価を変えることで、汚水の排出量ごとの実際の負担額がどのように変化するか検証を行い、実際の負担額に著しい偏りがないように単価設定を行っております。具体的には、1人世帯1か月当たりの平均的な排出量8立方メートルの場合においても、5人世帯ひと月当たりの平均的な排出量28立方メートルの場合においても、また、大口の使用者となる月の排出量5,000立方メートルの場合においても、実際の負担額の増加率は、今回の使用料改定の平均改定率22.6%との差を全て5%以内として、偏りをできるだけ抑えております。

汚水の排出量ごとの実際の負担額にできるだけ偏りが出ないように、単価のバランスを図ったところでございます。

●篠原すみれ委員 昨今の物価高騰や人口減少の進行などにより、下水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、下水道は市民生活に不可欠なインフラであるため、確実に維持していくことが不可欠です。

今回の使用料改定では、平均改定率22.6%という大きな改定となるものの、その単価設定に当たっては、できるだけ負担額のバランスを図るよう考慮したとの答弁がありました。物価高騰の影響など様々な事情により、下水道使用料の改定が必要となったところですが、市民の皆様には、経緯や内容について丁寧に伝え、理解が得られるよう適切に周知が図られるよう求めます。

また、札幌市の下水道は、1970年代から1980年代にかけて集中的に整備しているため、施設の老朽化が進み、今後、事業費が増加し、下水道使用料にも影響することが想定されます。そのため、改築に必要な費用を前もって積み立てていく資産

維持費の導入によって、将来の下水道使用料が急激に上昇することがないように、対策を図っていくことも必要と考えます。

現在、国において、資産維持費の導入方法などについて、検討が進められていると聞いておりますので、その動向も踏まえて、本市としても検討を進めるよう求めて、私からの質問を終わります。

●好井七海委員 私からも、2点質問させていただきます。

使用料改定に当たっての経過措置について、伺います。

今回の改定では、システムの改修期間や市民への十分な周知期間を考慮し、令和8年4月ではなく10月の改定とのことで、一定期間を設けることを想定しているとのことであります。これにより、施行日の令和8年10月1日以後に使用した分が、新料金で計算される取扱いになります。

一方、今回の改正案におきましては、使用期間が10月1日をまたぐ場合は、全て旧料金で計算する経過措置が設けられております。

そこで質問ですが、経過措置を設けた背景と、その具体的な内容について、お伺いいたします。

●柳沼経営管理部長 今回の条例改正案における経過措置について、お答えをいたします。

下水道使用料は、多くは2か月に1回のメーター検針により、検針日から次の検針日までの使用分を請求する仕組みとなっております。このため、10月1日以後の最初の検針日は、使用者ごとに異なり、一律にそれぞれの10月以降の使用分を正確に算定することはできないことから、使用期間が10月1日をまたぐ検針分は、全て旧料金で計算する経過措置を設けるものでございます。

●好井七海委員 新使用料の適用については、一斉に検針できないという事情もあって、経過措置を設けたと理解いたしました。

今回の改定に当たっては、28年ぶりの改定となる上、使用料体系の変更や経過措置があることな

どから、改定内容について、市民に対して丁寧かつ理解しやすい広報が必要だと考えます。

こうしたことを踏まえて、さきの第3回定例市議会の建設委員会では、我が会派から市民への周知方法について質問し、ホームページや広報さっぽろでの周知を想定しているとの答弁がありました。また、他都市の実施事例を調査し、より分かりやすい周知方法を検討するとのことであります。今回、条例改定案を提出するに当たって、様々な周知方法の検討を行っていることと思えます。

そこで質問ですが、どのように市民に周知していくつもりなのか、具体的な方法について、お伺いいたします。

●柳沼経営管理部長 市民への周知方法について、お答えをいたします。

周知方法の一つとして、議決後、速やかに特設のホームページを開設する予定です。ホームページでは、下水道事業の置かれている現状や今後の収支の見通しなど、改定が必要な背景や改定後の使用料が分かる早見表などを掲載し、市民にとって分かりやすい内容とする予定でございます。さら到来年4月以降には、広報さっぽろやSNSを活用した広報を実施したいと考えているところでございます。

また、札幌市からの一方的な情報提供のみならず、改定実施時にはコールセンターを開設し、市民からの問合せに対し、分かりやすく丁寧に対応できる体制を構築いたします。

こうした取組を行いながら、市民の皆様下水道使用料の改定についてご理解、ご協力をいただけるよう、準備してまいります。

●好井七海委員 今回の料金改定は、4月ではなく10月ということで、逡増度など、様々な聞き慣れない言葉もあり、分かりづらい部分もありますので、丁寧に周知していただくことを要望いたします。

また、なぜ今、料金改定になったのかも含め

て、具体的に審議会の意見なども交えながら説明していただくことを要望いたしまして、私からの質問を終わります。

●池田由美委員 私からも質問させていただきます。

質問に入る前にですけれども、これまでの質疑の中で、市民への周知の問題が答弁で話されていたというふうに思います。

その中で、広報さっぽろ、ホームページ、または一方的な説明にならないようにということで、コールセンターなどが今、答弁でも出されておりましたけれども、そこでお聞きしたいんですけれども、一方的な説明ではないようにというところでは、私もそうだなというふうに納得するところがありますけれども、他都市では、市民説明会なども開いておりますけれども、そうしたことは全くお考えにならないのか。最初にお聞きしておきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●柳沼経営管理部長 下水道使用料の改定は、平成9年以来、28年ぶりとなります。市民に対しても、分かりやすい情報発信が必要と考えているところでございます。

一般的な周知方法としては、ホームページや広報さっぽろなどを活用したものが考えられますが、それ以外にも、最近、使用料改定を行った他都市の実施事例などを参考に、より分かりやすい周知方法を検討してまいりたいと思います。

●池田由美委員 他都市の事例も見て検討していきたいというご答弁でありましたから、昨日の聴聞会の中でも、沢野参考人からご意見が出されておりましたけれども、やはり市民は知らないということが述べられていたかというふうに思います。

そうした中で、やはり双方向できちんと、28年ぶりということでもありますから、しっかりと丁寧に対応するというのであれば、市民説明会が重要ではないのかということも改めて述べまして、質問に入らせていただきます。

人口減少によるサービス需要の減少、下水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大、職員数が減る中での人材確保と育成を課題とした下水道事業の経営環境の厳しさは、全国の自治体でも同様の状況が広がっております。毎年、多くの自治体から、上下水道の老朽化対策に対しての国費支援を求める要望が出されており、札幌市においても、下水道管路に対する補助対象範囲の拡大など、重点要望で求めてきているところです。国の管路の維持や修繕については、独立採算とする姿勢が、下水道事業の資金不足にもつながっているのではないかと考えているところです。

提案されている改正内容でありますけれども、これまでも皆さんが委員会の中で報告されておりますけれども、収支の均衡、経費回収率100%を達成するための平均改定率23%程度が必要だとの答申を受けて、平均22.6%の改定が提案されております。また、逡増度を3.95から3.53に引き下げ、基本水量制は維持するものの、基本料金は、消費税抜きで10立方メートル600円から750円へ25%の値上げとなります。1人世帯から5人世帯のところで、平均改定率22.6%を超えて、25%から27.6%の値上げとなり、汚水排出量の資料を見ますと、30立方メートルまでの部分、5人世帯の使用要件であり、市民のほぼ96.8%が、平均改定率より高い増加率となると思います。

2024年から、札幌市は市有施設の利用料の引上げ、そして、2025年には市営住宅の値上げ、火葬料の有料化と、市民負担増を広げていこうとしているところです。追い打ちをかけるような下水道料金の値上げは、物価高騰対策を心待ちにしている市民にとって、大きな打撃となる値上げだと考えるところです。

下水道改定の資料3の改定後の財政収支見通しでは、今回値上げを行えば、2030年までには純損益がプラスとなっておりますけれども、2031年からはマイナスとなる予測となっております。

経費回収率が下回れば値上げをするという考え

では、ずっと上がり続けることにならないのかと  
考えますけれどもいかがか、伺います。

●柳沼経営管理部長 令和12年度以降の状況に  
ついて、お答えをいたします。

令和12年度以降の収支見通しにつきましては、  
昨今の目まぐるしい社会経済情勢を踏まえま  
すと、不確実性が高く、現時点では、正確に予測  
することは困難であります。そのため、今後の社会  
経済情勢を見極め、改定の有無も含め、予測の確  
実性が高まった段階で、改めて検証していく考え  
でございます。

●池田由美委員 現時点では、正確には予想が  
できないということですが、資料には、令  
和13年からの純損益がマイナス16億と、試算が行  
われております。値上げは歯止めなく続くこと  
が、やはり懸念されるのではないかと考えるこ  
ろです。28年間使用料を据え置いてきたとしてお  
りますけれども、値上げを回避する計画等はでき  
なかったのかというふうに思うところです。

札幌市は、重点要望で、国に上下水道の処理施  
設や管路の老朽化が急増することから、財政支援  
の拡大を求め、さらに指定都市市長会や下水道協  
会からも、国に予算要望が提出されております。

私も、国の財政措置があるべきと考えておりま  
す。しかし、国の財政支援がかなわないために、  
市民に受益者負担として求めることに、市民理解  
は得られないと考えます。市民の生活になくは  
ならないインフラ整備として、一般財源からの繰  
入れも含めて、検討が必要だと思えます。

最後に質問いたします。

札幌市が、公費の投入も検討して、厳しい市民  
生活に追い打ちをかけるような下水道料金の値上  
げはやめるべきだと考えますがいかがか、伺いま  
す。

●柳沼経営管理部長 公費の投入と改定の時期  
について、お答えをいたします。

下水道事業は、公営企業として、国が示す雨水  
公費・汚水私費の考えに基づき、汚水処理に係る

経費を使用料収入で賄う独立採算が原則となっ  
ております。このため、汚水処理経費に公費を投入  
することは、法令の趣旨に合わないものと認識を  
しております。

改定の時期につきましては、答申のとおり、令  
和8年度中に下水道使用料の改定を行うことによ  
って、施設の維持管理や改築、再構築、災害へ  
の対応などの事業を着実に進めていきたいと考  
えているところでございます。

●池田由美委員 独立採算というところで、国  
と同じ流れで進めていくという答弁がありました。

ただ、物価高騰対策として、この間、10月、11  
月の水道の基本料金を減額すると、こういう措置  
もされているかというふうに思います。私は様々  
な考え方で、市民負担を軽減するということも可  
能ではないかと思っておりますし、今これだけ市  
民生活が物価高騰で大変な中でありますから、据  
え置いた間、その分、物価高騰対策として公費で  
負担していくということも可能ではないのかとい  
うふうに思っているところです。

昨日の聴聞会でも、沢野参考人から、様々な世  
帯や分野での物価高騰における厳しい生活実態が  
報告されておりました。値上げが実施されれば、  
食費を削る、灯油代を削るという命にも関わる問  
題であると、そして減免制度の必要性も語られて  
おりました。物価高騰で厳しい市民生活に負担を  
増やす下水道使用料の値上げはやめるべきだと申  
し上げて、質問を終わります。

●村山拓司委員長 以上で、質疑を終了いたし  
ます。

次に、各位に配付のとおり、日本共産党所属委  
員全員から提出されました、議案第26号 札幌市  
下水道条例の一部を改正する条例案に対する修正  
案を議題とし、提案説明を受けます。

●佐藤 綾委員 議案第26号 札幌市下水道条  
例の一部を改正する条例案に対する修正案につ  
いて、ご説明いたします。

修正部分は、条例改正の内容のうち、別表1の汚水排出の一般用の金額の値上げについて削除し、また、それに伴い、附則の経過措置の関連部分についても削除するものであります。

このたびの下水道料金改定案は、物価高騰や下水道施設の老朽化による対応のため、経費回収率を下回り、2年後には資金不足の見通しとなることから、下水道料金の値上げについて、来年度10月から実施するものであります。

しかし、改定の内容は、逡増度の現行3.95から3.53への引下げにより、1人世帯から5人世帯という構成のところ、平均改定率22.6%を超えて25%から27.6%までの増加率となります。汚水排出量の使用件数で言うと、排出量がおおよそ5人世帯に該当する30立方メートルまでが96.8%を占めますから、市民世帯のほとんどが平均よりも高い増加率に該当することになります。

物価高騰で厳しい生活を送る市民にとって、生活に欠かせない下水道料金の引上げは、日々の暮らしにじわじわと影響を与えます。国や自治体による暮らしへの支援が欠かせないほどの物価高騰が続いていますから、自治体として、特に低所得者への影響が大きい下水道料金の市民への値上げは一旦立ち止まり、時期を見直すことや、低所得者への減免制度の創設とともに、資金不足に対しては、生活に欠かせないインフラ整備として、一般財源からの繰入れも含めて検討すべきと考えます。よって、このたびの条例改正案について、修正を提案するものです。

市民の暮らしに鑑みて、修正案に賛同いただくことを委員の皆様と呼びかけまして、提案説明を終わります。

●村山拓司委員長 次に、修正案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑を終了いたします。

次に、議案第26号及び修正案に対する討論を一括して行います。

●和田勝也委員 私は、自由民主党議員会を代

表し、ただいま議題となっております議案第26号につきまして、修正案に反対、原案に賛成の立場で討論を行います。

昨日の聴聞会での参考人の説明にもありましたが、札幌市の下水道使用料は、平成9年から28年間にわたり、値上げを行わず据え置いてきており、これは政令市の中で、最も長い期間となっております。現在でも、政令市の中で下から2番目という低い水準にあります。これは、本市の努力の結果ではありますが、もはや限界に達していると言わざるを得ません。

汚水処理に係る経費を使用料収入で賄っているかを示す経費回収率は、令和4年度から100%を下回り、いわゆる原価割れの状態となっております。令和5年度には、14年ぶりに経常損失が生じ、このまま推移すれば、令和9年度には資金不足に陥る見通しです。さらに、昭和47年の札幌冬季オリンピックを契機として、下水道施設を急速に整備した経緯から、今後は老朽化施設が一気に増加することが見込まれております。加えて、物価高騰、人口減少による使用料収入の減少という三重苦により、事業の財政基盤は一層ぜい弱になっております。

本年1月には、埼玉県八潮市において、下水道管路の破損が原因と考えられる大規模な道路陥没事故が発生し、約120万人もの住民が、トイレやお風呂等の使用自粛を求められる事態となりました。こうした事態を未然に防ぐためにも、下水道施設の適切な維持管理は不可欠であり、そのためには安定した収入の確保が必須となります。

12月2日の代表質問でも申し上げたとおり、市民の安全で快適な暮らしと良好な環境を守り、将来にわたり下水道サービスを安定的に提供していくためには、健全な財政基盤の構築が不可欠であり、今回の使用料改定は、そのために必要な措置であると考えます。

●篠原すみれ委員 私からは、民主市民連合を代表し、議案第26号に対する修正案に反対し、原

案に賛成の立場で討論を行います。

本議案は、札幌市営企業調査審議会において、様々な議論を経て提出されたもので、市が下水道料金を平均22.6%引き上げる改正案です。

札幌市の下水道施設は、札幌冬季オリンピックを契機に集中的に整備された結果、老朽化が急速に進んでおります。10年後には、管路・処理施設ともに、6割以上が供用開始から50年を超える見込みであり、更新・改修に要する事業費は確実に増加いたします。これらは、使用量にも直接影響する重要な課題です。

一方、下水道使用料収入は、節水機器の普及に加え、単価が高い業務用排水量の大幅な減少が続いております。さらに人口減少の進行も収入減の要因となることから、今後も厳しい経営環境が続く見通しです。また、近年は埼玉県八潮市での道路陥没事故のように、老朽化した下水道管に起因する重大事故も発生しております。こうした事故を未然に防ぎ、市民生活の安全を確保するためには、計画的な改修と、それを支える安定した財源確保が欠かせません。

こうした状況を踏まえると、下水道事業を取り巻く環境は極めて厳しく、今回の料金改定はやむを得ないものと考えます。改定が決定されれば、来年10月から適用され、下水道料金の値上げは1997年以来、実に29年ぶりとなります。

下水道は市民の暮らしを支える不可欠なインフラであり、その確実な維持が求められます。市民生活に直結する議案であることから、慎重な審議を尽くすという認識は、議会として共有しているところだと考えます。物価高騰をはじめとする様々な要因により、使用料改定に至ったものですが、市民の皆さんに対して、その背景や必要性について丁寧な説明を行い、理解と納得が得られるよう、適切な周知を図ることを強く求めます。

●好井七海委員 私は、公明党議員会を代表し、ただいま議題となっております議案第26号につきまして、修正案に反対、原案に賛成の立場で

討論を行います。

昨日の聴聞会での参考人の陳述にありますように、札幌市の下水道使用料は人員削減、支払利息の抑制、施設の長寿命化による改築費用の抑制などの経営効率化により、大都市の道内市と比較しても低い水準を継続してきました。しかしながら、老朽化施設の急増への対応や、物価高騰の影響が避けられないため、現行の使用料収入だけでは、これらの費用を賄いきれない状況となっております。

したがって、今後も市民生活を支える重要な下水道を維持していくためには、使用料収入の安定化が必要となります。市民の安全で快適な暮らしと良好な環境を守り、下水道サービスを提供し続けるためには、今回の改定はやむを得ないものとする考えを申し述べ、私の討論を終わります。

●池田由美委員 私は、日本共産党所属委員を代表し、議案26号 札幌市下水道条例の一部を改正する条例案に反対、我が党が提案した修正案に賛成の立場で討論を行います。

議案第26号 札幌市下水道条例の一部を改正する条例案は、近年の物価高騰、水道施設の老朽化により、2022年から経費回収率100%を下回り、2027年には資金不足の見通しとなることから、下水道料金の値上げを来年度10月から実施するものです。改定案では、経費回収率100%を達成するために、平均改定率は23%程度必要との札幌市営企業調査審議会の答申を受け、平均22.6%の改定が提案されております。

しかし、1人世帯から5人世帯まで、平均改定率を超える25%から27.6%の値上げとなります。また、汚水排出量の使用件数では、市民のほぼ96.8%が、平均改定率よりも高い増加率となっております。

物価高騰の影響により、市民生活は非常に厳しく、聴聞会での沢野参考人からは、下水道料金の値上げは、さらに食費や灯油代を削ることにつながり、命にも関わる問題との報告があり、低所得

者世帯への減免制度の必要性についても言及されました。

市民の生活になくってはならないインフラ整備として、公費の投入を検討し、下水道使用料の値上げはやめるべきです。よって、議案第26号 札幌市下水道条例の一部を改正する条例案に反対です。

●米倉みな子委員 私は、市民ネットワーク北海道を代表し、ただいま議題となっている議案第26号 札幌市下水道条例の一部を改正する条例案に賛成、修正案には反対の立場で討論をいたします。

議案第26号は、28年間据置きしてきたとする下水道使用料を平均で23%値上げするための条例改正案です。

下水道施設は、重要な都市インフラで、市民生活を支える貴重な財産であり、維持されるべきものです。しかし、1959年に使用料徴収を開始後、66年が経過し、老朽化や自然災害、そして経営環境への対応が課題となっているとのことです。企業努力をしてきたものの、急激に進む物価高騰により、維持管理費が急増しているとのことです。市民も長引く物価高騰に大変苦しんでいます。

今回の改定案は、2030年に基本水量制の廃止を想定し、特に汚水排出量がゼロから20立方メートルの方々の料金改定率が高く、札幌市民の約9割の方へ大きく影響するものです。

聴聞会では、高齢者や障がいのある方などの困難を抱えている方の生活の実像が語られ、低所得者の減免措置を要望する意見もありました。実際、横浜市や川崎市などでは、下水道料金の減免制度があり、生活保護受給者や障がいのある方、ひとり親家庭などへの配慮がありますが、札幌市には減免制度はない状況です。2031年には、財政収支が赤字の見通しになっていることから、さらなる値上げが懸念されます。

今回の条例改正に当たっては、減免制度の実施

に向けて、早急に検討することを強く求め、賛成といたします。

●波田大専委員 私は、ただいま議題となっております議案第26号について、修正案に反対、原案に賛成の立場で討論を行います。

議案第26号は、来年10月から、下水道使用料を平均23%程度値上げする内容となっております。今のままでは、令和9年には資金不足に陥ってしまう厳しい収支状況を踏まえ、今回の値上げは必要不可欠であると、賛成せざるを得ません。

一方で、仮に今回値上げを行った場合においても、令和12年には、さらに17%程度の値上げが必要との試算も示されました。また、基本水量制の廃止の見送りについては、少量使用者にとって、過度な負担とならないよう配慮したものなどと理解はいたしますが、次の改定で廃止を行うとすれば、事実上の負担の先送りであるとも指摘をしておきます。

このように、今のままでは、今後も市民の皆さんのさらなる負担増が予想される中、値上げは、あくまでも最後の手段であるとの前提の下、まずは、あらゆる経営改善努力に、引き続き取り組んでいただきますよう強く求めておきます。

経営改善に向けて、これまで私から、マンホール蓋を活用した有料広告事業など、下水道使用料以外の収入確保や、下水道事業における官民連携、いわゆるウォーターPPPの導入による維持管理や、改築のさらなる効率化など、値上げの前に、まずやるべきことがあると、機会を捉えて、提言を行ってきたところであり、運営権そのものを民間に委ねるコンセッション方式の導入も含めて、民間活力による管理運営の在り方の抜本的見直しに向けた調査検討を早急に進めていただき、これ以上の値上げや、将来世代への負担を最小限としていただきますよう求めておきます。

●村山拓司委員長 以上で、討論を終結し、直ちに採決を行います。この場合、分割して採決を

行います。

最初に、議案第26号に対する修正案を問題といたします。

議案第26号に対する修正案を可決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立少数)

●村山拓司委員長 起立少数であります。

よって、議案第26号に対する修正案は否決されました。

次に、議案第26号を問題といたします。

議案第26号を可決すべきものと決定することに賛成の委員のご起立を求めます。

(起立多数)

●村山拓司委員長 起立多数であります。

よって、議案第26号は可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査を全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

今回、短い期間でありましたけれども、かんの副委員長、そして会派の理事の皆様、また委員の皆様、そして理事者の皆様、最後に議会事務局の皆様のご協力によりまして、無事に終えることができました。心から皆様に感謝を申し上げ、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

皆様ありがとうございました。(拍手)

これをもちまして、議案審査特別委員会を閉会いたします。

---

閉 会 午後1時41分